



静岡労働局発表
令和2年10月20日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 望月 直己
賃金指導官 工藤 宏
(電話) 054-254-6315

令和2年度静岡県特定最低賃金の改正を答申

～ 2業種について1円の引き上げ、2業種について改正しない～

静岡地方最低賃金審議会（会長 ^{しのはら} 篠原 ^{みつあき} 光秋）は、静岡労働局長（^{たに} 谷 ^{なおき} 直樹）に、2業種の特定最低賃金¹について、現行の時間額よりそれぞれ1円引き上げ、令和2年12月21日から発効し、2業種の特定最低賃金²について、現行の時間額を改正せず現行通りとする答申を行いました（下表参照）。

今後は、この答申の内容についての異議申出の公示手続などの諸手続を経た上、静岡県特定最低賃金を決定することとなります。

- 1 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 2 タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業
鉄鋼、非鉄金属製造業

「特定最低賃金」とは、都道府県の特定の産業について設定されている最低賃金です。地方最低賃金審議会が地域別最低賃金（静岡県の場合、「静岡県最低賃金」のことです。）より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されています。

【静岡県特定最低賃金改正答申一覧表】

最低賃金の名称（産業名）	現行金額 （時間額）	改正金額 （時間額）	引上げ額	効力発生日 （予定日）
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	950円	951円	1円	令和2年 12月21日 （予定）
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	919円	920円	1円	
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	897円	改正なし		
鉄鋼、非鉄金属製造業	935円	改正なし		

各種商品小売業最低賃金（現行金額 886円）については、改正諮問されなかったため、改正答申はありません。